

問2 本激と局激の指定作業の手続きについて詳しく教えてください。

(答)

【本激】

災害が発生した場合、事業所管省庁がそれぞれ被害状況の把握に努め、公共土木施設等の災害復旧事業や農地、農業用施設等の災害復旧事業等については、被害報告額と全国の平均査定率から災害復旧事業費の査定見込額を算出し、内閣府に報告します。

内閣府は、この報告等を基に気象庁と協議をし、災害の被災地域や期間を確定させます。全国的な災害とはいえ、気象条件が違えば、同日の災害であっても一連の災害であるとは限りません。例えば大雨による被害が発生してもそれが台風による雨なのか、前線による雨なのか等により災害の種類は変わってきます。

確定した災害の被災地域や期間を踏まえ、その災害に係る災害復旧事業の査定見込額を算出し、激甚<sup>じん</sup>災害指定基準(昭和37年12月7日中央防災会議決定)と照らし合わせます。

内閣府は激甚災害の指定政令案を作成し、内閣法制局の審査、中央防災会議への諮問、中央防災会議からの答申、閣議決定を経て指定政令が公布・施行されます。

この間、関係省庁とともに早急に激甚災害指定を行うよう鋭意努力していますが、全国からの被害報告額を集計し、内閣法制局審査等の手続を経て、指定政令の公布に至るまで災害の種類にもよりますが、発災日から1ヶ月～2ヶ月程度の期間を要するのが通例です。

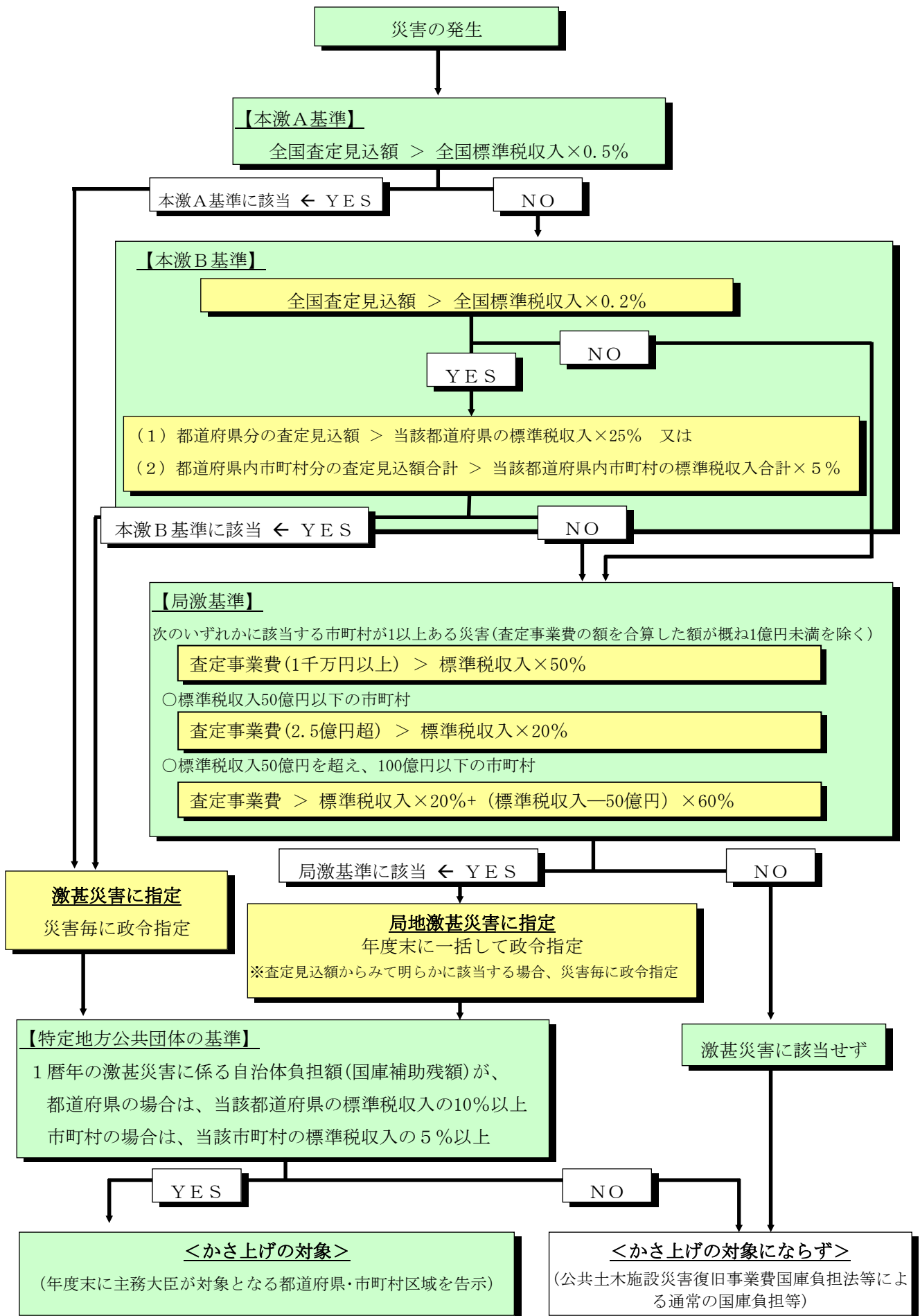
【局激】

局激については、原則として本激の場合と同じですが、年末から年始にかけて都道府県を経由して各市町村から当該年の1月から12月までの各災害復旧事業等に係る査定事業費の提出をお願いしています。

提出いただいたものを事業所管省庁と確認し、局地激甚<sup>じん</sup>災害指定基準(昭和43年11月22日中央防災会議決定)と照らし合わせ、指定政令案を作成し、内閣法制局の審査、中央防災会議への諮問、中央防災会議からの答申、閣議決定を経て例年、3月中旬ごろに政令が公布・施行されます。

なお、局地激甚<sup>じん</sup>災害指定基準(昭和43年11月22日中央防災会議決定)に明らかに該当することになると見込まれる災害(指定基準の2倍超)については、本激と同様、年度途中に発災日から1ヶ月～2ヶ月程度の期間で指定を行っています(いわゆる早期局激)。

■ 激甚災害指定フロー（激甚災害法第2章 公共土木関係）



■ 激甚災害指定フロー（激甚災害法第5条 農林水産関係）

